
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 489 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 489 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 18 日開催）で議論された暗号資産の発行者が発行時に自身に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いに関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（会計処理について）

2. 暗号資産の発行者が発行時に自身に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いを検討するにあたっては、論点整理における主要な論点である暗号資産の発行に係る会計上の取扱いと併せて検討する必要がある、これには一定の期間を要するとする事務局の分析に同意する。
3. 暗号資産の発行者が発行時に自身に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについては、発行後に第三者から取得した場合との整合性等、周辺の論点との整合性を図る必要もあると考えるため、暗号資産の発行による対価を受領しておらず内部取引と考えられるものに範囲を限定したうえで、第三者との取引が生じるまでは資産及び負債を認識しないとする事務局の分析に賛成する。
4. 自己で生成し、第三者との取引が生じていない暗号資産を即時に時価評価して利益計上する会計上の取扱いには違和感があり、当該資産の時価評価することが財務諸表利用者にとって必ずしも有用な情報を提供するものとはならないと考える。
5. 暗号資産は多種多様であり、DAO（分散型自立組織）におけるガバナンス・トークンのようなものも存在する。DAO に対する技術上のコントロール権のようなものを表章するトークンは、発行者と第三者が保有した場合とで法的にも実態としても区別がないと考えられる。このような場合、発行者も第三者と同じ何らかの財産的な価値を保有するものと考えられ、資産計上しないということには違和感がある。
6. 税法には政策が反映される場合もあるが、会計は実態を表すものであるため会計におけ

る取扱いと税務における取扱いが異なっても問題はないのではないかと考える。

7. 暗号資産の会計処理については、実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」において、活発な市場がある場合、時価で評価するとされている。暗号資産の発行者が発行時に暗号資産を自身に割り当てた場合、取得価額はゼロとなるかもしれないが、実務対応報告第 38 号が時価で評価することを求めている中で、発行者が保有するトークンの時価と、第三者が有償で取得したトークンの時価に、会計上、本質的な違いがあるのかどうか確認したい。
8. 暗号資産の発行者が発行時に自身に割り当てた暗号資産が資産の定義を満たすのかという点については、さらなる検討が必要と考える。

(開示について)

9. 暗号資産の種類と数量の開示については、財務諸表利用者にとってニーズのある情報と考えられるため、開示の拡充という観点からも当該情報を開示すべきかどうかについて言及することを検討するとよいのではないかと考える。
10. 暗号資産の種類と数量の開示については、財務諸表利用者にとって有用であると考えますが、今回の議事概要を公表する目的が税制改正要望に関連する質問への対応であることを考慮すると、開示についてはあえて言及しなくともよいのではないかと考える。

(その他)

11. 議事概要の公表する場合、暗号資産の発行者が発行時に自身に割り当てた暗号資産について時価評価しないとする論拠として、内部取引であるため資産を認識しないとする考え方と取得原価で資産を認識するという考え方の 2 つがあることを記載するとよいのではないかと考える。
12. 今後、会計基準等の規範性のあるものを定める場合には、基準又はそれに準ずるような規範性を求められることとなった背景、ビジネスの実態、国際的な基準の動向等を踏まえた分析を実施していただきたい。

以 上